

平成24年さいたま市議会9月定例会提出議案一覧 (追加提出 その4)

合計3件(予算議案1件・条例議案2件)

予算議案

議案第139号

(内容)

- 平成24年度さいたま市一般会計補正予算(第5号)

条例議案

議案第140号 さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会条例の制定について

(所管課所・総務局総務部コンプライアンス推進課)

平成23年度における施設の修繕の不適正な事務処理をはじめとした本市における不適正な事務処理について、その調査結果の検証及び再発防止のための提言を行うため、附属機関を新たに設置するもの。

(内容)

1 設置

- 調査結果の客観的かつ公正な検証及び再発防止のための提言を行うため、「さいたま市不適正事務処理に関する第三者委員会」を新たに設置するもの。

2 所掌事務

- 不適正な事務処理に関して庁内で行った調査の結果の検証及び不適正な事務処理の再発防止策の提言とするもの。

3 組織

委員の定数を3人とするもの。

委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱することとするもの。

4 任期

- 委員の任期は、2に掲げる事務を終える日までの間とするもの。

5 会長

- 委員会に委員の互選による会長を置くこととするもの。

6 会議

会長は、委員会の会議を招集し、その議長となることとするもの。

委員会は、過半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。

7 庶務

- 委員会の庶務は、総務局において処理することとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第141号 さいたま市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 実費弁償の支給対象の拡大

- ・ 本会議における参考人の招致及び公聴会の開催をすることができるようになったため、本会議に出頭した参考人及び本会議の公聴会に参加した者に対して実費弁償を支給することができるようにするもの。

2 規定の整備

- ・ 参考人及び公聴会に参加した者に係る引用条項の整備を行うもの。

(施行期日) 1については公布の日、2については地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日